

広島市監査公表第24号
平成15年8月1日

広島市監査委員	中岡隆志
同	野曾原悦子
同	谷川正徳
同	熊本憲三

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 経済局 農林水産部
- 2 監査結果公表年月日 平成14年2月1日（広島市監査公表第1号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成15年7月17日
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置内容

(1) こんちゅう館における入館料の収納事務の執行状況

ア 監査の結果（指摘事項）

こんちゅう館の入館券は自動券売機により発売されているが、購入間違いが発生した場合には、間違って購入された入館券は再度自動券売機に投入され再利用がなされているとともに、入館者が払い戻し額を収受したことを確認できる証跡が無かった。

購入間違いにより現金出納の事実が発生した場合には、入館券の再利用は行わず、その発生事実を日計表に明記する等の整理を行う必要がある。

イ 措置内容

財団法人広島市農林業振興センターにおいて、こんちゅう館の入館券の購入間違いにより現金出納の事実が発生した場合の取扱いを次のとおり改めた。

- ① 入館券の再利用は行わないこととし、当該入館券に「返戻分」、「使用不可」のゴム印を押印した上で、入館券払戻綴りに貼付することとした。
- ② 入館券受払簿に入館券の払戻数を記載するよう同受払簿の記載内容を改めると

ともに、新たに、「入館金返還簿」を定め、返還日、返還金額、返還理由、受領印等を記録することとした。

(2) 広島市からの管理委託備品の管理状況

ア 監査の結果（指摘事項）

広島市からの管理委託備品に関する実地照合報告について、３年以上文書による報告がされていない。

また、平成１２年１２月２０日現在の備品リストを査閲したところ、消し込みが行なわれておらず、そのままとされている備品のうち、２件の重要物品については、広島市農林業振興センターにおいて除却の報告をしていなかったため、備品リストから除かれていなかった。

今後は、広島市からの管理委託備品において、更新による除却等の事実が発生した場合には、速やかに所管課へ報告する等適切な処理を行う必要がある。

イ 措置内容

広島市からの管理委託備品について、財団法人広島市農林業振興センターにおいて、備品リストに登載されている全備品の照合を行い、広島市において、指摘のあった重要物品２点を含め異動が判明した備品全てについて、廃棄及び保管転換の処理を行った。

平成１４年度からは、毎年度２回備品リストの照合を実施し、その結果を文書により報告すること、また、使用不能となった備品等については、速やかに文書により返納の届出をすること等を定めた「物品の管理に関する指示事項」を同財団との施設管理委託契約書に盛り込み、適正な事務処理の徹底を図った。